

# 令和3年度前期薬学研究科・薬学部科目における対面授業実施に係るガイドライン

令和3年4月5日  
京都大学大学院薬学研究科・薬学部

令和3年度前期薬学研究科・薬学部科目について、引き続き学生の新型コロナウイルス感染症の感染リスクと感染拡大を防止するため、「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第5版）」をふまえ、対面で授業を実施する際のガイドラインを以下のとおり定める。

## 1. 共通事項

- ・講義室等の収容人数は、講義室や実習室の収容人数は原則として教室等の収容率の概ね3分の2以下とし、教室内に座席が固定されている場合は、間隔を空け着席可能な座席を予め指定する。
- ・授業中は、教員、TA、学生とも必ずマスクを着用し、近距離や真正面での会話は可能な限り避ける。会話や討論が必要となる場合は、十分な距離を保ち、必要最低限の時間とする。
- ・授業開始前と終了後は、教員、TA、学生とも、石鹸による手洗い又は各教室等に設置するアルコール消毒液による消毒を励行する。
- ・授業開始前には、窓及び出入口を十分に開け換気する。教室の換気装置は常に作動させておく。授業中も、2方向以上の窓又は出入口を開けておく（授業運営に支障がある場合は、最低30分に1回以上、数分程度、2方向以上の窓又は出入り口を全開して換気する。）。
- ・授業参加者の感染が確認された場合に濃厚接触者を把握するため、必ず離着席時に机上のQRコードを携帯等で読み取り、記録を残す。

## 2. 感染が確認された場合等の対応

- ・教員、TA、学生の感染が確認された場合等の対応については、以下のとおりとする。
  - (1) 自身の感染が確認された場合及び自身が濃厚接触者となった場合  
保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、感染拡大防止等必要な対応をとる。
  - (2) 自身の同居者が濃厚接触者となった場合  
教員については、その同居者がPCR検査を受け、「陰性」となるまでの間、対面授業を休止し、非対面方式への変更等必要な対応をとる。TA又は学生については、各々自身の同居者の検査結果が判明するまでの間、TAの対面授業への参加又は学生の対面授業への出席を不可とする。
  - (3) 自身が新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合  
※類似症状とは、咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断が付いている場合は除外する。  
教員については、自身に当該症状がある間の対面授業は休止する。TAについては、自身に当該症状がある間の対面授業への参加を不可とし、学生については、自身に当該症状がある間の対面授業への出席を不可とする。
- ・上記(1)～(3)に該当する学生に対しては、出席不可とした授業期間について、配慮を行う。
- ・薬学研究科・薬学部長長は、再び新型コロナウイルスの感染拡大が見られ、京阪神地域を対象とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言、京都府その他近隣地方自治体からの移動自粛の要請などがあった場合は、本学の方針に基づき対面授業の中止を決定する。

### 3. 講義科目

- ・マイク、情報機器等の共用設備・備品については、できる限り使い回しを避けるとともに、教員・TA・学生のいずれであっても、使用者自身が、使用前後に必ずその消毒を行う。
- ・授業終了後は、学生及びTAは、教室から速やかに退出する。

### 4. 実験・実習科目

- ・実験・実習室で授業を実施する場合、特に換気に留意するとともに、実験器具等を共用するときは、教員、TA、学生とも、ビニール手袋を着用し、実験実施前後における洗浄・消毒を入念に行う。
- ・実験の終了後は、学生及びTAは、実験室から速やかに退出する。データ解析等のデスクワークは、教員の指示により、自宅学習とする。

### 5. 自習室

- ・自習室を利用する場合、特に換気に留意するとともに、入室前後に必ず消毒を行う。
- ・飲食は原則禁止とし、不必要な会話は控える。
- ・利用者は、利用前後に共有する物品（机、イスなど）の消毒等を必ず行う。